

休業にご協力いただいた皆様へ

新型コロナウイルス

感染拡大防止協力金の申請について

申請受付期間

5月7日（木）から6月30日（火）まで

申請方法

申請は、インターネット又は郵送で提出してください。

なお、感染拡大防止のため、対面での受付等を行いませんのでご理解ください。

① インターネット申請の場合

専用ポータルサイトから申請することができます。

（URL）<https://tochigi-kyoryokukin.com>

なお、6月30日（火）午後11時59分までに送信を完了してください。

読取用QRコード



② 郵送の場合

上記URLから申請書類等をダウンロードし、必要事項を記入の上、次の宛先に簡易書留など追跡ができる方法で郵送してください。（申請書類等は、各県税事務所、県庁本館県民プラザ室、各県民相談室、県内商工会議所・商工会及び県中小企業団体中央会でも入手可能です。）

なお、6月30日（火）の消印有効です。

（宛先）〒321-3226

栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター

※切手を貼付の上、差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください

お問合せ先 ※令和2年5月1日（金）午後1時開設

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター

（電話）028-680-7145

（受付時間）午前9時から午後5時まで（土日・祝日も受け付けしています。）

○申請書類について

- 1 感染拡大防止協力金申請書
- 2 緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類（（1）～（3）全て）
 - （1）営業活動を行っていることがわかる書類（写し）
 - ①法人の場合、直近の決算書のうち、貸借対照表と損益計算書
個人事業主の場合、直近の確定申告書の控えと収支決算書
 - ②申請する事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真
 - （2）業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類（写し可）
（例）飲食店営業許可、酒類販売業免許 等
 - （3）本人確認書類（写し可）
- 3 休業等の状況がわかる書類（写し可）
（例）休業を告知するHP、店頭表示、DM 等
- 4 休業する事業所が賃借の場合、賃貸借契約書（写し）
- 5 誓約書
- 6 支払金口座振替依頼書

○支給対象となる施設の具体例

1 特措法による要請を行う施設

施設の種類	内訳
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、場外車券売場、ライブハウス 等
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場
④運動・遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等
⑤文教施設	学校（大学等を除く。）

2 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の施設は協力依頼）

施設の種類	内訳
①大学・学習塾等	大学・専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等
②博物館等	博物館、美術館、図書館
③商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗
④宿泊施設	ホテル・旅館等（行楽を主目的とする宿泊に係る事業又は集会の用に供する部分に限る。）

※ 飲食業等の食事提供施設については、自主的に休業した場合に本協力金の対象とします。

※ 施設の使用制限対象施設一覧については、県HP (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/>) の「栃木県緊急事態措置（4月18日～5月6日）」を参照してください。

新型コロナウイルス

感染拡大防止協力金の申請について

【申請受付期間】

令和2年5月7日（木曜日）から6月30日（火曜日）まで

【申請方法】

申請は、インターネット又は郵送で提出してください。

なお、感染拡大防止のため、対面での受付等はいませんのでご理解ください。

① インターネット申請の場合

専用ポータルサイトから申請することができます。

(URL) <https://tochigi-kyoryokukin.com>

なお、6月30日（火曜日）午後11時59分までに送信を完了してください。

② 郵送の場合

申請書類を次の宛先に、簡易書留など追跡ができる方法で郵送してください。

なお、6月30日（火曜日）の消印有効です。

(宛先) 〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜 1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内
新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター

※切手を貼付の上、差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

お問合せ先 ※令和2年5月1日（金曜日）午後1時開設

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター

(電話) 028-680-7145

(受付時間) 午前9時から午後5時まで（土日・祝日も受け付けています。）

～新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の概要～

【趣 旨】新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請・協力依頼に応じて施設の使用停止に御協力頂いた事業者等に対し、協力金を支給する。

【支給額】1事業者 最大30万円（1事業者当たり10万円。事業所等を賃借している場合は10万円を加算、複数事業所を賃借している場合はさらに10万円を加算）

【申請要件】次の全てを満たす者

① 県が基本的に休止を要請する施設（＝休業要請）又は協力を依頼した施設及び食事提供施設について、緊急事態宣言以前に開業し、かつ営業の実態がある事業者

② 県内で営業する事業所を令和2年4月21日（火曜日）から5月6日（水曜日）まで、継続して休業した事業者（食事提供施設がテイクアウト、デリバリーのみの営業に切り替えた場合も含む）

ただし、宿泊施設（行楽を主目的とする宿泊に係る事業に限る）については、令和2年4月28日（火曜日）から5月6日（水曜日）まで継続して休業した事業者

③ 代表者又は役員が栃木県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない事業者。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していない事業者

別表

申 請 書 類 に つ い て	
1	<p>感染拡大防止協力金申請書（別紙1）</p> <p>（※1）複数事業所について申請される方は、1回の申請にまとめる必要があります。</p>
2	<p>緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類（次の（1）、（2）、（3）の書類が全て必要です。）</p> <p>（1）営業活動を行っていることがわかる書類（写し）</p> <p>① 法人の場合は、直近の決算書のうち、貸借対照表と損益計算書を提出してください。 個人事業主の場合は、直近の確定申告書の控え（税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの）と収支計算書を提出してください。</p> <p>（※2）確定申告書の控えが手元に無い場合や、上記書類のみでは緊急事態措置以前から営業活動を行っていたことがわからない場合は、直近の月末締め帳簿など営業実態がわかる資料</p> <p>（※3）設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、直近の月末締め帳簿に個人事業の開業届出書（県内税務署の受付印があるもの）又は法人設立設置届出書（県内税務署の受付印があるもの）を添付するなど営業実態がわかる資料</p> <p>（※4）複数事業所を申請する場合は、事業所ごとの月末締め帳簿など緊急事態措置時点の事業所ごとの営業実態がわかる資料</p> <p>② 申請する事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真を提出してください。</p> <p>（2）業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類（写し可） 対象施設の運営に当たり、法令等が求める営業に必要な許可等を取付していることがわかる書類等を提出してください。</p> <p>（例）飲食店営業許可、酒類販売業免許 等</p> <p>（3）本人確認書類（写し可） 本人確認のために、次の書類等を提出してください。</p> <p>（法人）法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等の書類 （個人）運転免許証、パスポート、保険証等の書類</p>
3	<p>休業等の状況がわかる書類（写し可）</p> <p>（例）休業を告知する HP、店頭表示、DM 等</p> <p>（※5）休業する事業所等の名称や状況（休業の期間）がわかるよう工夫してください。</p> <p>（※6）複数の施設が混在している場合、対象の施設部分が休業等を確実に実施していることがわかる書類</p>
4	<p>休業する事業所が賃借の場合は、賃貸借契約書等（写し）</p> <p>（※7）複数事業所を申請する場合は、事業所ごとに提出してください。</p>
5	<p>誓約書（別紙2）</p> <p>（※8）日付、所在地、名称及び代表者名は、必ず自署でお願いします。</p> <p>（※9）インターネット申請の場合は、誓約書全体をスキャナ又は写真で取り込み送信してください。</p>
6	<p>支払金口座振替依頼書（別紙3）</p> <p>（※10）振込先の口座は依頼人（申請者）本人の口座に限ります。（法人の場合は当該法人の口座に限ります。）</p> <p>（※11）振込先の口座番号・口座名義人の確認のため、通帳の表紙裏側をコピーして添付してください。</p>

栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金申請要領

I 協力金の概要

■ 趣旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、県は、「栃木県緊急事態措置」（令和2年4月17日公表、以下「緊急事態措置」といいます。）において、事業者の皆様へ施設の使用停止等へのご協力をお願いいたしました。

この要請に応じて、休業にご協力いただいた皆様に対して、「新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」（以下「協力金」といいます。）を支給いたします。

■ 支給額

1 事業者 最大 30 万円（1 事業者当たり 10 万円。事業所等を賃借している場合は 10 万円を加算、複数事業所を賃借している場合はさらに 10 万円を加算）

II 申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

1 緊急事態措置を実施する前（令和2年4月17日以前）から、次のいずれかの対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、運営している方が対象です。

（1）「基本的に休止を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設

（2）「事業の継続を求める施設」の内、「食事提供施設」

※ 対象施設一覧（栃木県 HP）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/documents/shisetsu.pdf>

2 緊急事態措置の期間（令和2年4月18日から5月6日まで）の内、栃木県の要請に応じ、令和2年4月21日から5月6日まで、継続して休業した事業者

ただし、宿泊施設（行楽を主目的とする宿泊に係る事業に限る）については、令和2年4月28日から5月6日まで継続して休業した事業者

3 申請者の代表者又は役員が栃木県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことが必要です。

また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないことが必要です。

Ⅲ 申請手続き等

1 本協力金に関する問合せ先

本協力金の申請及び申請等に関する相談に対応するため、次の受付センターを開設します。

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター

(電話) 028-680-7145

(受付時間) 午前9時から午後5時まで(土日、祝日も受け付けしています。)

※5月1日(金曜日)午後1時開設

2 本協力金の申請に必要な書類等の入手方法

(1) 専用ポータルサイト

本協力金の専用ポータルサイト(以下「ポータルサイト」といいます。)から入手することができます。

(URL) <https://tochigi-kyoryokukin.com>

(2) 県・関係機関等での配布

次の機関等において入手することができます。

- ・各県税事務所、県庁本館県民プラザ及び各県民相談室
- ・県内商工会議所・商工会及び県中小企業団体中央会

3 申請書類

別表で規定する申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

4 本協力金の申請受付期間及び申請方法

(1) 申請受付期間

令和2年5月7日(木曜日)から6月30日(火曜日)まで

(2) 申請方法

① インターネット申請の場合

ポータルサイトから申請できます。

(URL) <https://tochigi-kyoryokukin.com>

なお、6月30日(火曜日)午後11時59分までに送信を完了してください。

② 郵送の場合

申請書類を次の宛先に、簡易書留など追跡ができる方法で郵送してください。
なお、6月30日（火曜日）の消印有効です。

(宛先) 〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜 1-5-40 とちぎ産業創造プラザ
新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター

※ 切手を貼付の上、差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。
なお、感染拡大防止の観点から、対面での申請受付・相談は行いません。ご不明な点は受付センターまでお問合せください。

5 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。本協力金の支給開始は5月中を予定しています。

6 通知等

- (1) 申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、支給に関する通知を発送いたします。
- (2) 申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、不支給に関する通知を発送いたします。

IV その他

- 1 本協力金の支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、栃木県は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金の返還に加え、協力金受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金を支払うこととなります。
- 2 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、栃木県は、対象施設の休業等の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 栃木県は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。